

第4章 基本施策

I 市民に対する相談支援体制の強化

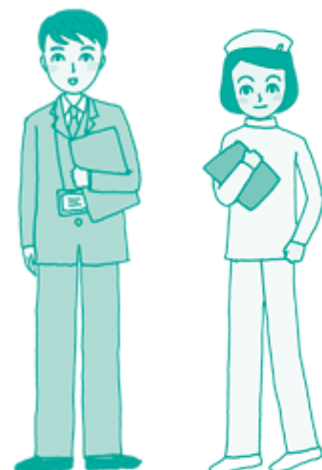
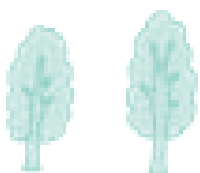
基本施策1 相談支援体制の充実

施策の必要性

- 平成30年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で特に重要だと思う対策として、「身近な相談体制の充実・強化」をあげる意見が41.7%と最も多く、「精神科などの専門医へ受診しやすい環境づくり」も18.7%と多くなっています。また、市民に知らせていくことが必要だと思う情報でも、「悩みに応じた専門の相談機関・医療機関に関する情報」が53.5%と最も多い結果となっています。
- 事業者・団体ヒアリングでは、「相談があった場合の関連機関や組織・団体の紹介先情報」、「地域の相談窓口の状況をまとめた、見やすい一覧表」、「あらゆる分野の専門職が連携した相談窓口センターの設置」、「問題の早期発見のための見守りや相談事業の充実」、「メンタルヘルスに関する相談がしやすい環境の整備・意識づくり」などの要望や、「自ら命を絶った方の背景にあるものとして、借金問題やアルコール関連問題、薬物依存とオーバードーズ（大量の服薬）なども視野に入れなければならない」、「人間関係や病気等が原因の一つになっていることが多く、信頼・安心できる場所や聞き手側の対応も大切」などの意見が寄せられています。

施策の方向

リスクを低下させるためには、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組みが重要となります。保健・医療・福祉をはじめとした様々な分野において、地域での相談窓口やサービスの提供を通じて、複雑・多岐にわたる問題や課題に適切に対応できるようにするとともに、必要に応じて確実に精神科医療等適切な支援につなぐ取組みを推進します。また、孤立を防ぐための居場所づくり等の整備・充実に取り組み、地域全体のリスクの低下を図ります。



重点施策

■各種相談機関等との連携による相談事業の実施

各種相談機関等と連携し、「生きることを支える相談会」を実施します。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
各種相談機関等との連携による 相談事業の実施					
			実施		

☆指標1-1 各種相談機関等との連携による相談事業の実施

各種相談機関等と連携し、精神保健に関する相談会を平成31年度から平成35年度までの5年間に、年1回以上開催します。



■庁内相談窓口の充実・相談場所の周知

庁内等で実施する各種相談事業の周知の強化及び体制づくりに取り組みます。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
庁内相談窓口の充実・相談場所の 周知					
			実施		

☆指標1-2 生きる支援総合窓口の設置

生きる支援総合窓口を設置し、様々な悩みを抱える人が的確にそれぞれの専門分野の相談窓口につながる事ができるよう支援します。



☆指標1-3 相談窓口情報の広報対象者数の増加

こころの悩みや病気に関する相談窓口情報について、平成31年度から平成35年度までの5年間で、のべ10,000人以上を対象に広報を行います。



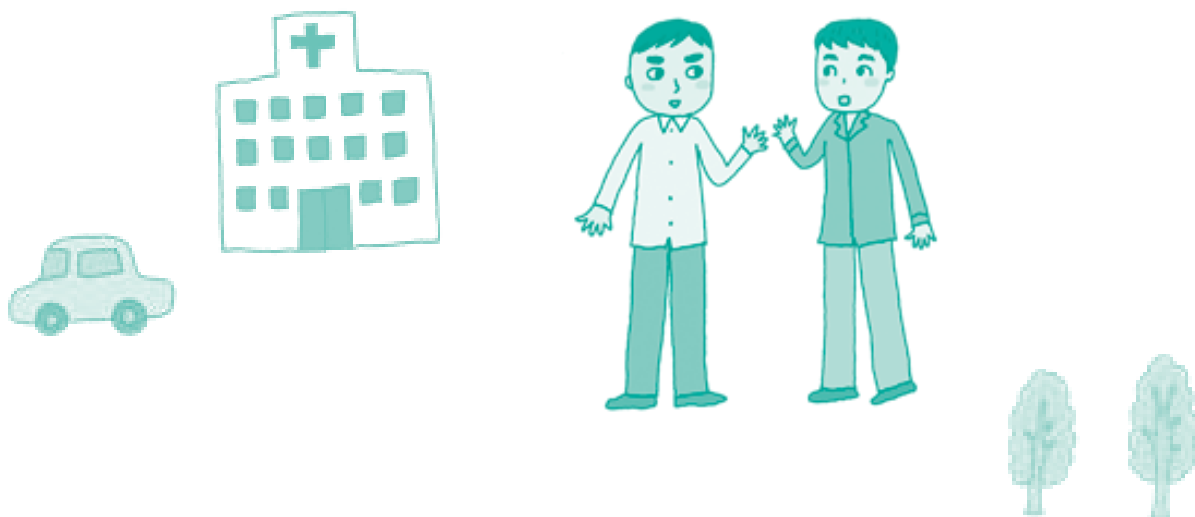
■アルコール依存症等に関する相談事業の実施

地域の支援団体（焼津断酒会）等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談事業を実施します。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
アルコール依存症等に関する相談事業の実施					
			実施		

☆指標1-4 アルコール依存症等に関する相談会の開催

地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談会を平成31年度から平成35年度までの5年間で、のべ60回以上開催します。



主な事業・取組

(1) 地域での相談支援やサービスの提供

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①生きる支援 総合窓口の設置	生きる支援の総合窓口を設置し、様々な悩みを持つ市民が必要な相談窓口に的確につながるよう支援する。	相談件数	地域福祉課
②庁内相談窓口 の充実・相談場 所の周知	庁内（市役所）等で相談事業を実施するどの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組む。	継続実施	庁内全課
③市民相談事業	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	関係課との情報交換及び連携体制の構築・強化	くらし安全課
④消費者保護 事業	消費者が自立した行動がとれるよう、消費生活に伴う情報の提供、消費者への意識啓発等を実施する。また、暮らしの中の消費問題に関する相談を受け、解決への助言・あっせん等を行う。	関係課との情報交換及び連携体制の構築・強化	くらし安全課
⑤各種依存症に 対する相談支援	地域の支援団体と連携・協働し、アルコール依存に関する相談を実施する。また、アルコール・ギャンブル・薬物依存に関する相談を受け、必要な場合は県の相談事業につなぐ。また、広報やいつや市のホームページに掲載し、広く周知を図る。	継続実施	地域福祉課
⑥福祉なんでも 相談の実施	日常生活で抱えている困り事の相談に応じ、安心した自立生活ができるよう支援する。また、必要な場合は適切な機関につなげる。	相談件数： 350件／年	社会福祉協議会
⑦地域包括支援 センター運営 事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために総合的な支援を行う拠点として、市内に4つの地域包括支援センターを設置（委託）。不安や悩み事を抱える高齢者を支援する。	継続実施	地域包括ケア 推進課
⑧介護相談員 派遣事業	介護相談員をサービス提供事業所に派遣して利用者の持つ疑問・不満・心配事等を把握し、事業所及び市と共有することにより介護サービスの質の向上と改善を図る。内容は市関係課内で共有し、他の事業所へもフィードバックする。	・派遣事業所数： 28事業所 ・派遣回数： 96回／年	介護保険課
⑨家族介護者 教室事業	ねたきり又は、認知症の高齢者を介護している介護者等を対象に、介護知識・技術の習得や交流会などを通じ、介護の身体的・精神的負担の軽減を図る。介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行うことができる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進する。	継続実施	地域包括ケア 推進課

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
⑩老人保護措置事業	環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、健全な生活の援助を行う。入所の手続きの中で、当人や家族等の状況や課題等を聞き取り、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	継続実施	地域包括ケア推進課
⑪こども相談センター事業 (家庭児童相談事業)	子育て世帯を対象に、虐待、発達、養育、健康等、様々な家庭の悩み相談に専門知識を有する相談員が面談、電話、訪問、メールにより対応する。警察署や児童相談所などの関係機関・団体、市の関係部局と連携し必要な支援の実施を通じ、問題解決の道筋を模索する。	相談受付回数： のべ3,000回/年	こども相談センター
⑫地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。悩みを抱えた保護者に対して、必要な機関へつなぐなどの対応をとる。	継続実施	子育て支援課
⑬子育て短期支援事業	子育て中の保護者が、保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等の養育・保護を適切に行うことができる施設に児童を一時的に保護し、保護者の不安を払拭する。	利用世帯： 10世帯/年	こども相談センター
⑭養育支援訪問事業	母子保健事業や産婦人科・小児科等で把握した、養育支援が必要と思われる家庭に対して、家庭からの申し出を受け、専門知識を持つ訪問支援員がその居宅を訪問して、養育環境の把握及び子育てに関する支援、助言及び情報提供を行う。	継続実施	こども相談センター
⑮妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦に対して、母子健康手帳交付時には、保健師、助産師が面談を行い、身体面・精神面の様子や子育て環境の状況を把握する。乳幼児健診では、保健師・助産師・看護師等が母親の健康や子どもの発育発達に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時の保健指導数 乳幼児健康診査時の母親の心身の健康相談数 	健康づくり課
⑯産婦支援 (産婦健診、産後ケア事業)	産後は育児への不安等から、うつ病のリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続する。	エジンバラ産後うつ病質問票の実施件数	健康づくり課
⑰母子保健推進事業	母子保健事業において、保健師・助産師・看護師等が母親の健康や子どもの発育発達に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し、必要時には別の関係機関へつなぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問時のエジンバラ実施件数 常設育児相談室利用者数 	健康づくり課

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
⑱母子生活支援施設入所事務	生活基盤が脆弱などの理由により保護や自立支援が必要な母子等に、母子生活支援施設に入所してもらい、自立の促進を図るための支援を行う。	継続実施	こども相談センター
⑲女性相談室開設事業	女性が抱える悩みを女性相談員（カウンセラー）が面談して共に考え、解決に向けた支援を行うことで、その人の悩みや負担の軽減につなげる。	相談人数： 60人／年	市民協働課
⑳発達障害支援事業	発達の気になる子どもに対し、通園先の幼稚園・保育所等への巡回相談により、集団生活の中での適切な支援、適切な就学につなぐ。今後、乳幼児期の生育歴や受けてきた支援を学齢期につなぐ仕組みを構築する。発達が気になる子どもが、どのライフステージでも自信を持って生活できるよう支援する。	支援を学齢期につなぐ仕組みの構築	こども相談センター
㉑障害者相談支援事業	身体・知的・精神障害者、難病患者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言をする。障害者の様々な悩みの相談に乗り、必要なサービスの提供や各種手続の支援を行うことにより不安を解消する。	継続実施	地域福祉課
㉒障害児通所給付支援事業	乳幼児の発達支援、障害を持つ児童の放課後等における生活支援サービスを提供する。障害児を抱えた保護者からの相談への対応やサービスの提供を通じて、保護者の悩みや負担の軽減を図る。	継続実施	地域福祉課
㉓障害者自立支援給付事業	身体・知的・精神障害者及び難病患者に対しサービスを提供することにより、日常生活を支えるとともに、障害者の抱える様々な悩みや問題に気づき、適切な相談先へつなげる。	継続実施	地域福祉課
㉔難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等へ長時間の訪問看護及び登下校・在校時に医療的ケアを行い介護者の負担軽減を図る。難病患者の家族へのサービスの提供により、介護者の負担を軽減するとともに、家族の悩みや問題に気づき、適切な相談先へつなげる。	継続実施	地域福祉課
㉕重度心身障害者援護事業	在宅の重度心身障害者等の経済負担の軽減等を図るための事業。申請手続きに際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応へとつなげる。	継続実施	地域福祉課



(2) 居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュのための支援

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①公民館事業	社会教育施設の利用を促進するとともに、公民館等において、趣味、健康づくり、生きがいづくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供する。	公民館利用者数	社会教育課
②公民館講座の実施、自主グループの支援	社会教育施設の利用を促進するとともに、公民館等において、趣味、健康づくり、生きがいづくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学級生徒数 ・自主講座数 ・自主グループ数 	社会教育課
③読書普及事業	図書館は住民の生涯学習の場として読書環境を充実させ、教育の場の提供と情報提供を行っている。また、図書館事業を支える市民ボランティアを受け入れ、活動の場を提供している。図書館を、子どもだけでなく大人の「居場所」としての機能を強化していく。	来館者数： 323 千人／年	図書課
④高齢者のための居場所づくりの支援	高齢者の居場所づくりを運営するための担い手の養成講座を実施するとともに、居場所づくりの活動を支援する。	継続実施	地域包括ケア推進課
⑤介護予防事業	ウォーキング推進員、脳の健康教室 OB 会グループ、ふまねっとグループ等に参加する高齢者への関わりを通して、生きることの支援を行う。	推進員数、グループ数	健康づくり課
⑥ふれあいネット活動の充実	ひとり暮らし高齢者や障害者の不安を解消するため、日常生活の中で隣近所の方に「見守り員」として協力をお願いし、組織的に見守り援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット数： 500 ネット ・見守り員： 680 人 	社会福祉協議会
⑦子育て支援講座事業	母親同士が育児の悩みを話し合い、孤立感を軽減し、自分に合った育児方法を見つけるために子育て支援講座を実施する。	講座開催数： 4回／年	こども相談センター
⑧地域ふれあいサロン活動支援	子どもからお年寄りまで、障害の有無に関係なく、誰でも参加することで地域の人と人との交流を深め、孤独や孤立感の軽減につながる地域ふれあいサロン活動を支援する。	開催か所： 70 か所	社会福祉協議会
⑨精神障害者のための居場所づくりへの支援	地域活動支援センター「大井川心愛」において心の病を抱えている方が安心して過ごせる場を提供し、居場所づくりや仲間づくり、社会との交流を通して豊かな生活を送れるよう支援する。また、ボランティアによる心の病を抱える方のための居場所（ととろ、らるご）について周知する。	登録者数	地域福祉課

基本施策2 人材の確保及び育成

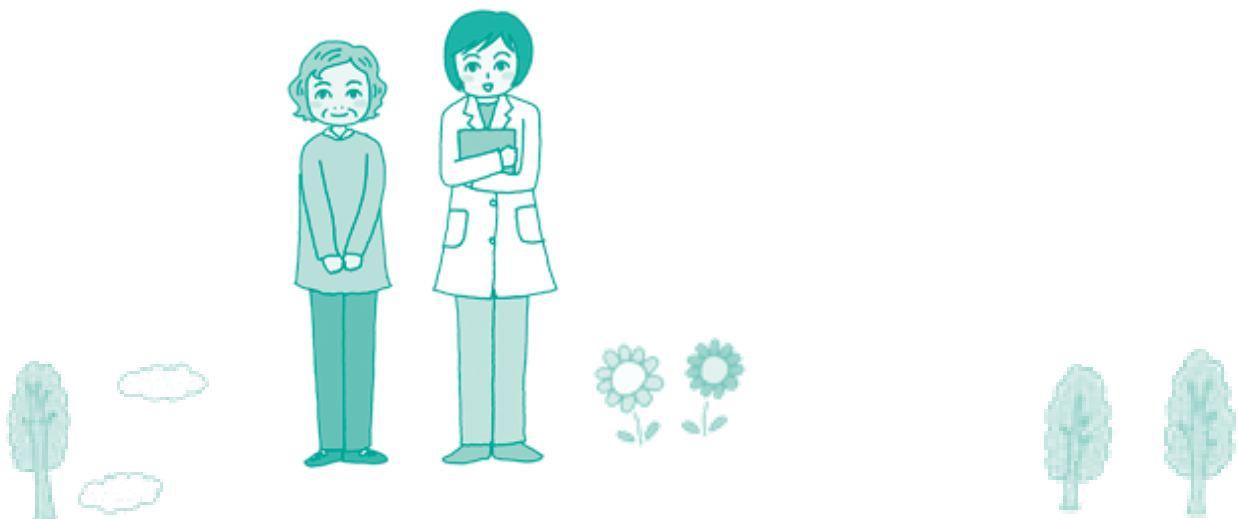
施策の必要性

- 平成30年度市民意識調査では、生きるための支援について知らせていくべき情報として、「生きるための支援に対する正しい知識」が32.6%と上位にあがっています。また、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策では、「傾聴サロンなどの場所やボランティア活動の充実」が7.1%、「窓口業務に従事する職員への研修」が5.9%となっています。
- 事業者・団体ヒアリングでは、「自ら命を絶とうとするSOSへの気づきが得られるようにするためには、ゲートキーパー養成講座やスキルアップ講座等へ参加して勉強する以外ない」、「民生委員やボランティア以外に、市民向けの講座を開催してはどうか」、「ゲートキーパーの講座をぜひ開催してほしい」、「メンタルヘルスの勉強会等を自治会単位で開催すべき」、「支援を行う担当者を養成し、増員していくことが必要」、など、支える人材の確保・育成に向けた学習・研修機会の拡大・充実を求める声が多く寄せられています。

施策の方向

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。関連する領域・事象等に関する正しい知識を修得し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するため、養成講座を幅広い分野で継続して開催し、人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

また、地域で対策に取り組む人・団体等が相談者のリスクが低下するまで伴走型の支援を推進することができるよう、情報提供や研修、支援等を行います。



新規・重点施策

■ゲートキーパー養成研修の拡大

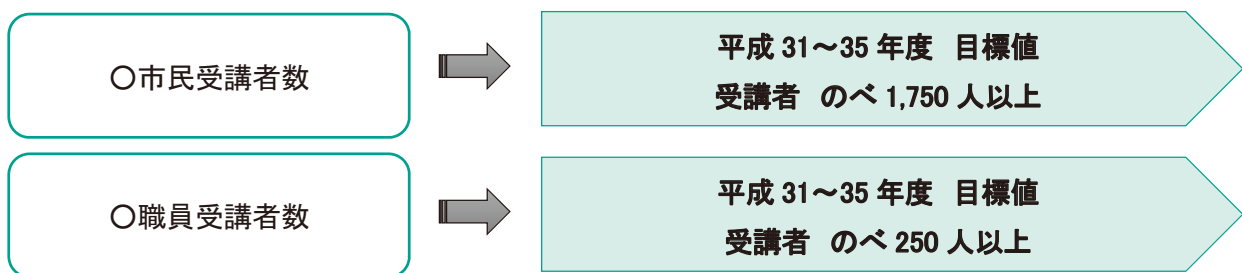
危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成するため、ゲートキーパー養成研修をこれまで（平成26年～30年実績1,784人）以上に多くの市民へ受講を促進するほか、市職員・教職員等においても受講を拡大します。

また、ゲートキーパー養成研修の内容充実、ゲートキーパーへの情報提供や活動支援などにより、人材のレベルアップが図れるような環境の整備に努めます。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
人材育成 (ゲートキーパー養成研修受講の拡大)					
			実施		

☆指標2 ゲートキーパー養成研修受講者数の増加

対策の担い手となるゲートキーパーの養成研修の受講者数を毎年増加させ、平成31年度から平成35年度までの5年間で、のべ2,000人以上の受講を目指します。



主な事業・取組

(1) 対策を支える人材の確保・育成

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①精神保健推進事業	精神疾患への正しい理解を深め、相談相手を育成する研修会の開催、精神障害者の家族への支援を行う。市民一般や医療・福祉分野に従事する職員、市職員を対象にゲートキーパー養成研修を実施することで、市民の悩みやリスクについての理解を深め、必要時には専門機関の支援につなげることができる。	ゲートキーパー養成研修受講者数： 市民 350 人／年、 市職員 50 人／年	地域福祉課
②職員研修事業	焼津市職員人材育成方針に基づき、職員の資質向上と業務の効率的・効果的な執行のため、年度ごとに職員研修計画を策定し、実施している。新規採用職員研修の中に対策に関する講義を導入し、対策を推進するためのベースとする。	新規採用職員研修内での実施	人事課

(2) 地域で相談支援等に取り組む人・団体等への情報提供・研修

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①民生児童委員活動事業	民生児童委員は地域住民の悩み事や地域で発見した課題を解決するため、行政や関係機関への連絡・紹介などを行う「橋渡し役」として活動している。民生児童委員にゲートキーパー養成研修等を受講してもらうことで、当事者や家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応へつなげられるようにする。	民生児童委員のゲートキーパー研修受講率： 90%（2023年）	地域福祉課
②保健委員の研修機会の確保	保健委員全体に正しい知識が深まるように対策に関する研修会等の情報を提供する。	継続実施	健康づくり課
③保護司会支援事業	保護司は犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発活動を行う。犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や家庭や学校の間人間関係にトラブルを抱えている場合があり、保護司にゲートキーパー養成研修等を受講してもらうことで、相談を受けた際、問題の早期発見・早期対応へつなげられるようにする。	保護司のゲートキーパー研修受講率： 90%（2023年）	地域福祉課
④介護人材の確保育成事業	介護人材の確保育成事業不足が課題となっている中、市内介護サービス事業所への就労を促すため、各種研修等を行い事業者支援を実施する。介護人材定着のための介護従事者向けの各種研修や、交流・情報交換の機会の創設を行う。ゲートキーパー養成研修も取り入れる。	ゲートキーパー研修の実施回数： 2回／年	介護保険課

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
⑤手話奉仕員養成事業	聴覚障害者について理解し、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。手話奉仕員にゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、様々な問題を抱えた方を適切な支援先につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。	手話奉仕員養成講座受講者のうちゲートキーパー研修受講者数： 50人（2023年）	地域福祉課
⑥手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者等が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者・要約筆記通訳者（支援員）を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。支援員にゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、対象者の抱える問題に早期に気づき、適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようにする。	登録通訳者のゲートキーパー研修受講率： 50%（2023年）	地域福祉課



基本施策3 市民への啓発と周知

施策の必要性

○ 平成30年度市民意識調査では、「自殺予防週間やこころの健康に関する啓発物（案内・広報等）を見たことがある」は39.1%、「講演会や講習会に参加したことがある」は8.3%、「ゲートキーパーを知っている」は6.0%にとどまっています。一方で、生きることを支えるためのPR活動（啓発物や講演会など）については、「どちらかといえば必要」（50.0%）、「必要」（33.0%）と、回答者の8割超がその必要性を認めています。特に重要だと思う対策としても、「生きることを支える支援の取り組みについてのPR・情報発信」（11.6%）があがっています。

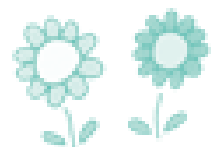
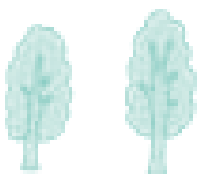
もし身近な人から悩んでいると打ち明けられたとき、「何もできない」と回答した方の中で、その理由として最も高いのは、「相談を受けても、適切な助言ができる知識や情報を把握していないから」（49.1%）となっています。

○ 事業者・団体ヒアリングでは、「市の広報のコラム欄に専門家のメッセージや自死遺族のメッセージなどを掲載し、市民の興味関心をひきつけると同時に、『気づき』を促進しながら社会資源につなげてはどうか」、「講演会や広報を通じて知識や情報を得る機会が必要。自ら命を絶った方の数や傾向などが公表され、知ることで、対策の意識が持てる」、「メンタルヘルスの危機や自ら命を絶つことは他人事ではないこと、孤立を防ぐための世話焼きが誰かを助けることにつながることなど、意識面の啓発が必要」、「タブー視せず、生きるための支援は市民生活を充実させる施策に通じるという見解を持ち、対応していく姿勢を打ち出すことが重要」などの意見が寄せられています。

施策の方向

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。このような心情や背景への理解を深めることも含め、「危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが妥当である」ということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う必要があります。この問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解促進を図ります。


また、リスクの要因となる虐待の防止や人権の尊重についての理解の浸透を図るとともに、自ら命を絶つことに対する誤った認識や偏見を取り除き、生きることを支える対策における市民の役割等についても理解と関心が深まるよう、広報活動や教育活動等を通じた理解促進と普及啓発の事業を展開します。



新規・重点施策

■関連事象等に関する正しい知識の普及啓発

生きることを支えるための関連事象等の正しい知識の普及やゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、市民への普及啓発を積極的に実施します。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
正しい知識の啓発					
			実施		

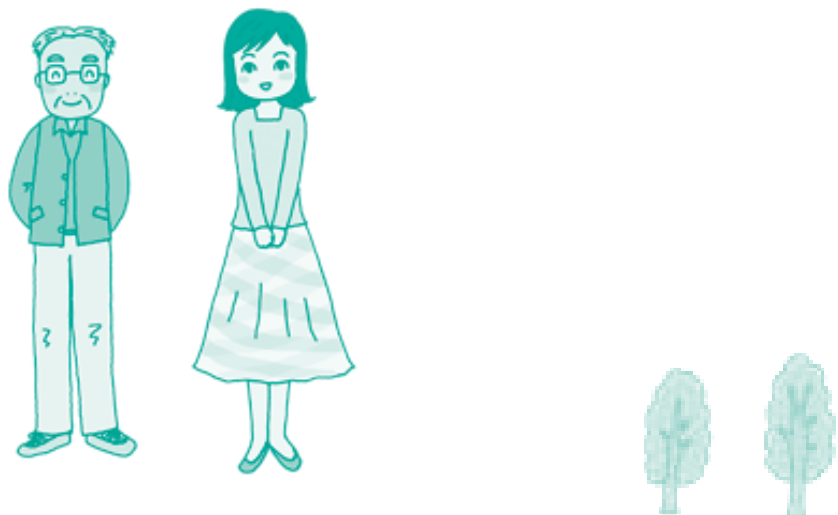
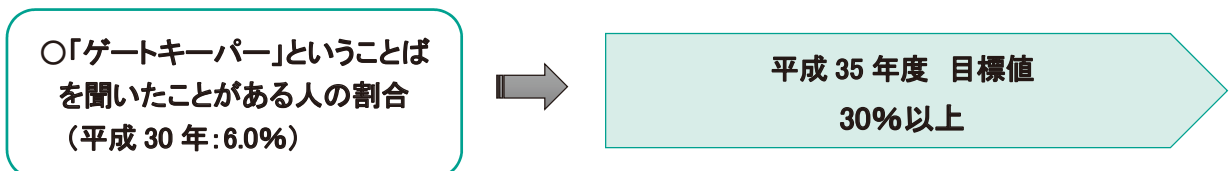
☆指標3-1 正しい知識の普及啓発対象者数の増加

正しい知識の普及を推進するため、平成31年度から平成35年度までの5年間で、のべ10,000人以上を対象に普及啓発を行います。



☆指標3-2 ゲートキーパーについての認識向上

様々な機会を捉え、ゲートキーパーの役割について広く周知し、「ゲートキーパー」ということばを聞いたことがある人の割合が30%以上となることを目指します。



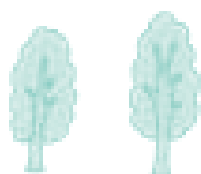
主な事業・取組

(1) 市民の理解促進

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①予防についての正しい知識や、相談窓口の普及啓発の推進	正しい知識や、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等についての普及啓発を行う。特に予防週間（9月）や対策強化月間（3月）には、啓発リーフレットの配布を行うとともに、広報やいづや市ホームページにおいて、うつ病等の関連記事を掲載し、知識の普及啓発に努める。	啓発リーフレット 配布数： 2,000枚/年	地域福祉課
②健康教育事業	保健委員による地区活動、食育推進事業、健康づくり食生活推進協議会活動その他の健康教育活動により、特定健診・がん検診の受診勧奨や、生活習慣病の重症化予防や心身の健康づくり等の啓発を行う。	地域福祉課へ情報提供した人数	健康づくり課
③読書普及事業〔再掲〕	図書館は住民の生涯学習の場として読書環境を充実させ、教育の場の提供と、情報提供を行っている。読書や調査を目的に地域住民が集まる場であるため、ポスターやチラシ等を展示して対策や相談会等の広報・啓発についての情報発信に取り組んでいく。	・ポスター等による啓発は通年継続実施 ・特集展示による啓発回数： 1回/年	図書課
④やいづ子育てすくすくガイドの配布	子育てに関する相談事業や各種制度や窓口について市民に知らせ、子育てに関する不安や悩みの軽減につながるよう「やいづ子育てすくすくガイド」を作成し、市民に配布する。	継続実施	子育て支援課
⑤発達障害児保護者等支援事業	発達支援に関する専門知識と人材を有する民間事業所に幼児巡回相談事業、育児支援教室事業を委託実施する。発達支援に関する専門知識と人材を有する民間事業所に委託して、保護者が発達の特徴を理解し、適切な関わりができるよう教室等を実施する。	教室開催回数： （どんぐり 20回/年、おひさま 40回/年、さくらんぼ・たんぽぽ 42回/年）	こども相談センター
⑥障害者福祉ガイドブック作成事業	各種福祉制度の概要や手続方法などを紹介するガイドブックの作成・配布により、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	ガイドブックの改訂・情報の拡充	地域福祉課

(2) 虐待防止や人権に関する広報活動や教育活動

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①人権啓発活動	市民が「人権」を正しく理解し、明るい社会を築くため、人権擁護委員と人権啓発推進協議会による人権啓発活動を行う。	人権啓発活動回数： 6回/年	くらし安全課
②人権教育事業	同和問題、ハンセン病、女性、外国人、性的マイノリティなどに関する様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整を基に、地域の実情に即した人権教育の充実を図る。県からの委託金により、虐待防止等の「人権教育講演会」を開催し、人権教育を推進する。	研修開催回数	社会教育課
③高齢者虐待防止に向けた啓発	市の窓口や地域包括支援センターにおいてリーフレットを配置するなど、高齢者虐待の防止について周知する。	継続実施	地域包括ケア推進課
④児童虐待防止に向けた啓発	「児童虐待防止月間」、「児童福祉週間」を周知するため、リーフレットを配布するなどして普及啓発に努める。	継続実施	こども相談センター
⑤児童虐待及びDV(ドメスティック・バイオレンス)対策事業	DVは人権侵害であり、DV被害者の発見と通報の重要性が理解され、DVに対する市民への意識啓発が広く図られるように様々な啓発活動を行う。	継続実施	こども相談センター
⑥男女共同参画・人権フォーラム開催事業	男女共同参画や人権について、市民が自らの問題として気づき、考え、行動するきっかけづくりとなるようフォーラムを開催する。年に一度、関係者が一堂に会し、男女共同参画や人権について考える場とする。	継続実施	市民協働課、くらし安全課
⑦障害者虐待防止に向けた啓発	「障害者週間」において障害者虐待の予防について周知する。	継続実施	地域福祉課



基本施策4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化

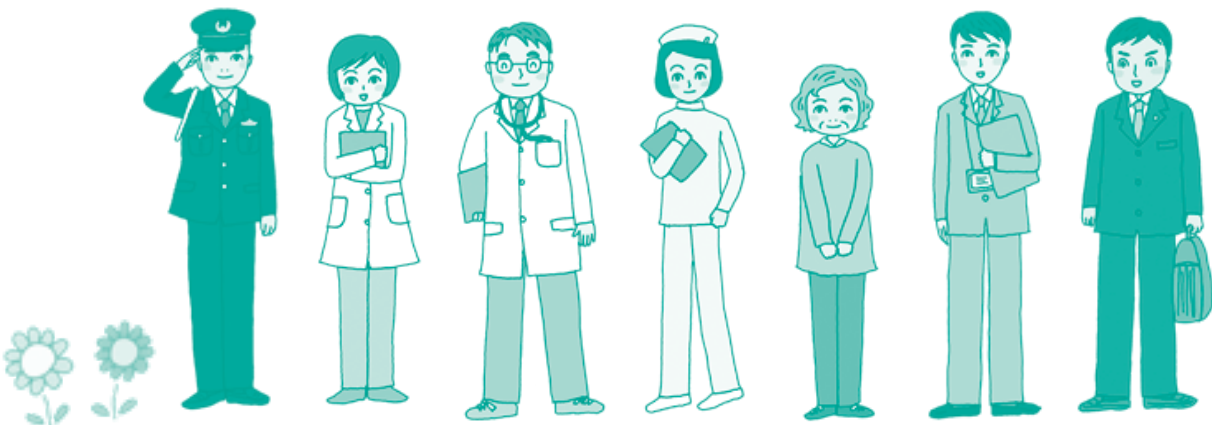
施策の必要性

- 平成30年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で重要だと思う対策として、「孤立化しやすい人を地域で見守るネットワークの充実」が16.6%と上位にあがっています。
- 事業者・団体ヒアリングでは、「自ら命を絶つことは精神医療の問題だけではなく、経済、法的、就労などの問題に対して明確な役割分担が周知されていることが必要」、「各相談担当機関がどのようなことをしているのかを承知した上で連絡（つなぎ）ができる」と良い。どうなったかのフィードバックも必要」、「関係機関は、お互いの連携、顔の見える関係が必要。それぞれがつながることで、つなぐ先も増える（広がる）」、「問題を抱えている人のニーズは、一つの機関で解決することは不可能なので、他職種との協働が必要」、「困難に陥った人への細かな施策や連携の体系化が、市民にやさしい施策になることを市全体で理解すること」など、関係機関との相互理解や連携体制を課題とする意見が多く寄せられています。

施策の方向

本計画に基づき各種施策を総合的に推進するためには、様々な分野の取組みを相互に密接に連携させて、生きることを支える対策を地域づくりとして実践的に取り組む体制を確保することが求められます。計画の第1期となることから、本人や遺族のプライバシーに配慮しつつ、さらなる情報収集や対策の推進に資する調査研究等に取り組むとともに、その結果を各種事業・取組みに活かしていきます。

また、地域で活動する公的・民間の各種団体が保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関連する各分野の現場で大きな役割を担っていることを踏まえ、地域の人材・資源の把握をさらに進めるとともに、これらの団体の活動を支援し、ネットワークを強化しながら、連携・協働して取組みを推進します。



新規・重点施策

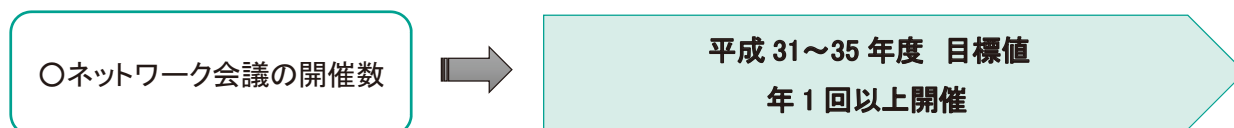
■関係機関等とのネットワークの構築・連携強化

行政、関係機関、民間団体等で構成された、対策を総合的に推進するために意見交換等を行う組織を構築し、連携を強化します。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
関係機関等とのネットワークの 構築・連携強化					
			実施		

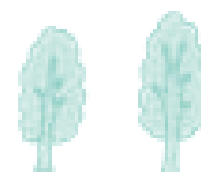
☆指標4-1 「生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議」の開催

行政、関係機関、民間団体等で構成する生きるを支える やいづきずなプランネットワーク会議を設置し、連携強化を図るとともに対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。



【ネットワーク会議構成機関】

	所 属
1	静岡福祉大学
2	焼津市医師会
3	焼津商工会議所
4	ハローワーク焼津
5	焼津警察署
6	志太消防本部
7	焼津市教育委員会
8	静岡県中部健康福祉センター
9	焼津市民生委員児童委員協議会
10	焼津市社会福祉協議会
11	焼津市自治会連合会
12	地域包括支援センター



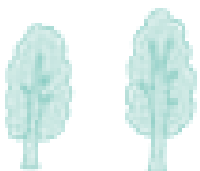
☆指標4-2 庁内関係部局の「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」の設置

庁内での推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画する「生きるを支える やいづきずなプラン対策推進本部」を併せて設置し、本計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組みを着実に推進します。



【対策推進本部構成課】

	課 名
1	総務部 人事課
2	財政部 納税促進課
3	防災部 防災計画課
4	市民部 市民協働課
5	市民部 暮らし安全課
6	市民部 保険年金課
7	健康福祉部 健康づくり課
8	健康福祉部 地域福祉課
9	健康福祉部 地域包括ケア推進課
10	健康福祉部 介護保険課
11	こども未来部 子育て支援課
12	こども未来部 こども相談センター
13	経済産業部 商業・産業政策課
14	教育委員会事務局 学校教育課
15	教育委員会事務局 社会教育課
16	教育委員会事務局 図書課
17	焼津市立総合病院 地域医療連携室



主な事業・取組

(1) 地域の人材・資源の把握、情報収集、連携体制の確保

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①実態や対策の実施状況等の調査研究及び検証	国や静岡県等から提供されたデータ等に基づき、自ら命を絶った方の実態把握を行う。また、これらのデータの把握・整理・分析により、実態に即した各種施策の実施等に活用する。	継続実施	地域福祉課
②医療相談業務	社会福祉士及び看護師、保健師が、患者や患者の家族からの社会的・心理的・経済的問題の相談や地域の医療・介護・福祉施設と連携した患者及び家族の退院後の療養又は生活に関する支援を行う。相談の中で浮かび上がってくる様々な問題について、医療福祉制度へつなげることや、適切な関係機関へ案内することで、良好な状態になるよう支援する。	継続実施	地域医療連携室
③認知症地域支援体制構築等推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う。認知症初期集中支援による早期介入や行方不明者捜索システムにより、介護する家族の負担軽減を図る。	継続実施	地域包括ケア推進課
④地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために総合的な支援を行う拠点として、市内に4つの地域包括支援センターを設置（委託）。地域の高齢者が抱える問題やリスクの高い方の情報等を把握し、関係者間での連携関係の強化を図る。	継続実施	地域包括ケア推進課
⑤子育てコンシェルジュ事業	子ども及びその保護者に、教育・保育施設及び子育て支援事業等の多様な教育・保育サービス利用についての情報提供、利用相談及び関係機関との連絡調整を行うことで、子育て支援施策を充実させる。子育て中の保護者からの育児に関する各種相談等に応じることで、抱えている問題等を把握し、必要な機関へつなぐ。	相談件数： 1000件/年	子育て支援課
⑥児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業	要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関（市健康福祉部・教育委員会・市立総合病院、県中央児童相談所・特別支援学校、焼津警察署、社会福祉協議会等）と連携して、子どもの虐待・育成問題等の解決を図る。また、DV被害者の安全確保を最優先に、被害者に寄り添いながら、直面している問題の解決に向けて一緒に取り組む。	継続実施	こども相談センター

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
⑦高齢者虐待防止及び養護者支援事業費	高齢者虐待の相談窓口を地域包括支援センター及び地域包括ケア推進課に設置し、虐待を受けた高齢者や虐待を発見した市民からの相談・通報・届出に対応し、連携関係の強化を図る。	継続実施	地域包括ケア推進課
⑧障害者虐待防止事業	障害者虐待防止のための啓発、虐待に関する通報があった場合の事実確認や県への連絡、一時保護等を行う。虐待の対応を糸口に、当人や家族を支援することで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援へとつなげる。市直営であるが、業務委託も検討するなど人員体制の強化を図る。	体制の強化	地域福祉課

(2) 地域で活動する民間団体の支援・協働

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①民間団体等との連携強化、活動支援	地域で対策に取り組む民間団体等（焼津心愛会・焼津断酒会）の活動を支援するとともに、地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール・ギャンブル依存症等に関する問題を抱える方、またその家族等への相談事業等を実施する。また、ボランティア活動等を行う民間団体を把握し、各々の連携や協働が図られるよう促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩み事相談：12回／年 ・酒害相談：12回／年 	地域福祉課



II 分野・対象別の個別施策の充実

基本施策5 子ども・若者の対策のさらなる推進

施策の必要性

- 厚生労働省「人口動態統計」によれば、若年層の死因に占める自ら命を絶つ方の割合は高い状況となっており、若年層の対策をさらに推進する必要があります。
- 平成30年度市民意識調査では、生きることを支えるための支援で特に重要な対策として、「学校や職場におけるいじめやハラスメント（嫌がらせ）の防止教育」（30.2%）、「学校での『いのち』に関する教育」（24.6%）が上位にあがっています。また、市民に知らせていくことが必要だと思ふ情報としても、「いじめやセクハラ・パワハラなどの防止に向けた情報」も25.2%となっています。
- 事業者・団体ヒアリングでは、「若年層からの学校や職場での健康保持やメンタルヘルスケアについての教育・研修が必要」、「児童・生徒・学生の時期に、精神保健福祉の教育が必要」、「少子化が進む中、ますます少なくなる子どもたちの、メンタルヘルス対策の取組みは急務」、「普通が良い、みんなと一緒に良いとされる風潮、平均的な生活以上が幸せと思わせるような刷り込まれた教育からの脱却。個々の子どもに合った教育と周りの理解を」などの意見が寄せられています。

施策の方向

小中学校の対策で一番大切なことは、危機を未然に防止することです。いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育として、第一に、子ども一人ひとりが安全・安心に生活できる学校づくりに取り組みます。具体的には、①道徳による命の大切さの教育、②人権教育による自他の人権を大切にす態度や行動力の育成、③予防週間による啓発活動等やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。小中学校では、①から③を含む学校教育活動全体を通した子どもの居場所づくりに取り組みます。

第二に、心が不安定になっている子どもの早期発見と早期対応に取り組みます。具体的には、①いじめに関するアンケートの実施、②ネットパトロールによるいじめの早期発見、③心の教室相談員による不登校傾向の子どもへの対応、④適応指導教室による不登校児童・生徒への対応、⑤要対協学齢児部会を中心とする要保護児童・生徒への対応等です。


重点施策としては、予防・啓発活動やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。長期休業前及び長期休業中を重点とし、小学生に対してはアンケートで悩みを訴えた児童、中学校では全ての生徒に対して個人面談を実施しながら心のケアを行います。

また、支援を必要とする若者が漏れないよう、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）など、それぞれの置かれている状況に応じた支援や対策に資する教育や若者の相談支援・就労支援を推進します。

新規・重点施策

■ 予防・啓発活動や SOS の出し方に関する教育の推進

小中学生は、長期休業明けにリスクが高いというデータがあります。そこで、長期休業前及び長期休業中を重点期間として、啓発活動やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。小学生に対してはアンケートで悩みを訴えた児童、中学校では全ての生徒に対して個別面談を実施しながら心のケアを行います。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
予防・啓発活動や SOSの出し方に関する教育の推進					
			実施		

☆指標5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

市内の全ての小中学校において、児童・生徒を対象に長期休業前に個別面談を年1回以上実施することを目指します。



主な事業・取組

(1) いじめ防止対策やこころの健康づくりなどの支援・教育

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①SOS の出し方に関する教育の推進	授業等において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOS の出し方等）について学習する機会を設ける。	継続実施	学校教育課
②予防週間に 関する啓発	各学校において、長期休業前等に予防に関する啓発活動や個々の学校生活での悩みなどについての相談に応じます。小学校では、アンケートで悩みがある児童・生徒に対して個別の相談に応じ、中学校では全ての生徒に対して個別の面談を実施する。	継続実施	学校教育課
③いじめ防止 対策事業	いじめ防止対策推進法及び国の基本方針を受け、以下の事業を行う。①教育委員会に、関係機関等との連携を図る「いじめ問題対策連絡協議会」と、重大事態の調査を行う「いじめ対策本部」を設置する。また、市長が必要があると認めるときは、付属機関等を設けて再調査を行うことができる。②スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を充実させる。③インターネットを通じたいじめ対策として、ネットパトロールを行う。	継続実施	学校教育課
④心の教室相談員事業	市内全小中学校に相談員を配置し、心に悩みやストレスを抱えた児童・生徒、又はその保護者に対し、相談・支援を行う。	心の教室相談員への研修の実施： 3回／年	学校教育課
⑤不登校児童 生徒等適応指導 事業	アトレ庁舎1階に「適応指導教室 焼津チャレンジ」、大井川庁舎1階に「大井川チャレンジ」を設置し、登校できない児童・生徒に、適応指導教室指導員4名及び市スクールカウンセラー1名が集団への適応能力回復・育成、自立支援、在籍校復帰のための助言・指導を行う。	通級児童・生徒への定期的な個別面談： 3回／年	学校教育課
⑥生徒指導事業	関係機関（こども相談センター、児童相談所、市立病院、焼津警察等）と連携して児童・生徒を支援するために、要保護児童対策地域協議会学齢児部会を主催する。	学齢児部会の定期的な開催：6回／年	学校教育課
⑦いじめに関するアンケートの実施	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを定期的実施する。	年3回以上のアンケート実施	学校教育課
⑧道徳教育の充実	生命の大切さや仲間と協力する必要性を学ぶ道徳を実施する。	継続実施	学校教育課

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
⑨人権教育の推進	様々な人権問題に対する理解と認識を深め、自他の人権を大切にする態度や行動力を育成するための人権教育を推進する。	継続実施	学校教育課
⑩情報モラル教育の推進	児童・生徒を対象に、インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等に関する情報モラル教育を外部講師により実施する。	実施率：100%	学校教育課
⑪児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知	ポスター掲示やチラシ配布による街頭啓発を通して、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図る。	継続実施	こども相談センター

(2) 若者の相談支援・就労支援

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①青少年教育相談センター運営事業	幼児～20歳代くらいまでの青少年及びその保護者や関係者の相談を、電話・面談・メールで相談員が受け付ける。学校以外の場で相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与する。	相談件数	社会教育課
②労働就労事業	就職をしたいがどのようにしたら良いか悩んでいる若者に対し、就労につなげるための支援を行う。親と若者の就労支援セミナーや悩みを抱える若者をサポートする相談会、研修会を開催する。	就労支援セミナー実施回数：2回/年	商業・産業政策課



基本施策6 働く環境の整備・推進

施策の必要性

- 平成28年度焼津市健康・食育に関するアンケート調査では、不安・悩み・ストレスの原因は、全体で「仕事のこと」が46.5%と最も高くなっています。
- 平成30年度市民意識調査では、勤務関係の問題で悩みやストレス等を感じる可能性があるかについて、「現在ある」は15.7%で、男女ともに10～30歳代で比較的高い傾向がみられ、特に30歳代男性は50.0%と最も高くなっています。また、「これまでに、生きるのが辛いと考えたことがある」の回答者は、全体の35.5%に対して、「勤務関係の問題で悩みやストレスがある」の回答者は62.0%、「会社員・団体職員等（役員・管理職以外）」の回答者では48.6%と、非常に高い結果となっています。生きることを支えるための支援で特に重要な対策としては、「学校や職場におけるいじめやハラスメント（嫌がらせ）の防止教育」（30.2%）や「企業などでの従業員のメンタルヘルス対策の推進」（11.7%）が上位にあがっています。
- 事業者・団体ヒアリングでは、「メンタルの不調者への対応として、多様な就業形態や人事制度が充実し、一般化していくことが社会全体の課題。特に中小零細事業所にいかに浸透させるかを考えたとき、早期対応に関する理解に向けた教育も取り入れる必要がある」、「青年層では職場適応への問題、中年期ではキャリアチェンジ期の不適応や健康問題、金銭問題等と年齢層ごとに自ら命を絶つ要因も変わる。どのような問題に直面する人が陥りやすいのかという情報を広く周知することで、気づける人や支える人を増やしていけるのではないか」、「会社の維持・発展のためには、健康経営の理念が重要であることを各事業所に周知していきたい」、「社会・企業のメンタルヘルスケア制度充実に向けた行政による指導強化や、不調者に対する一般市民の寛容な理解を高める教育の充実が必要」などの意見が寄せられています。

施策の方向

仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策・ハラスメント対策等の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

労働者の多くは中小事業所に勤務している状況を踏まえ、中小事業所の経営支援をはじめとした様々なストレス要因の軽減のほか、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進することで、原因となり得る就労環境の改善を図ります。



新規・重点施策

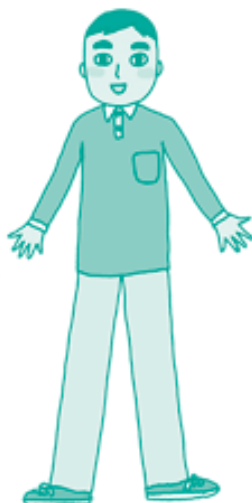
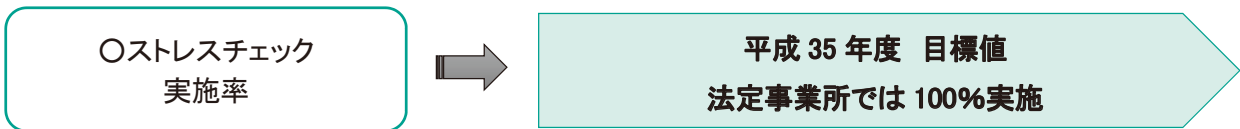
■精神疾患の早期発見

健康診断等の場において、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを実施し、うつ病等の早期発見・治療につながるよう適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
うつ病の早期発見					
			実施		

☆指標6 ストレスチェックによるうつ病スクリーニングの実施人数の増加

従業員数50人以上の職場において、ストレスチェックによりうつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを行った結果、支援が必要な場合には、市や県の各種相談窓口につなげるための支援をします。



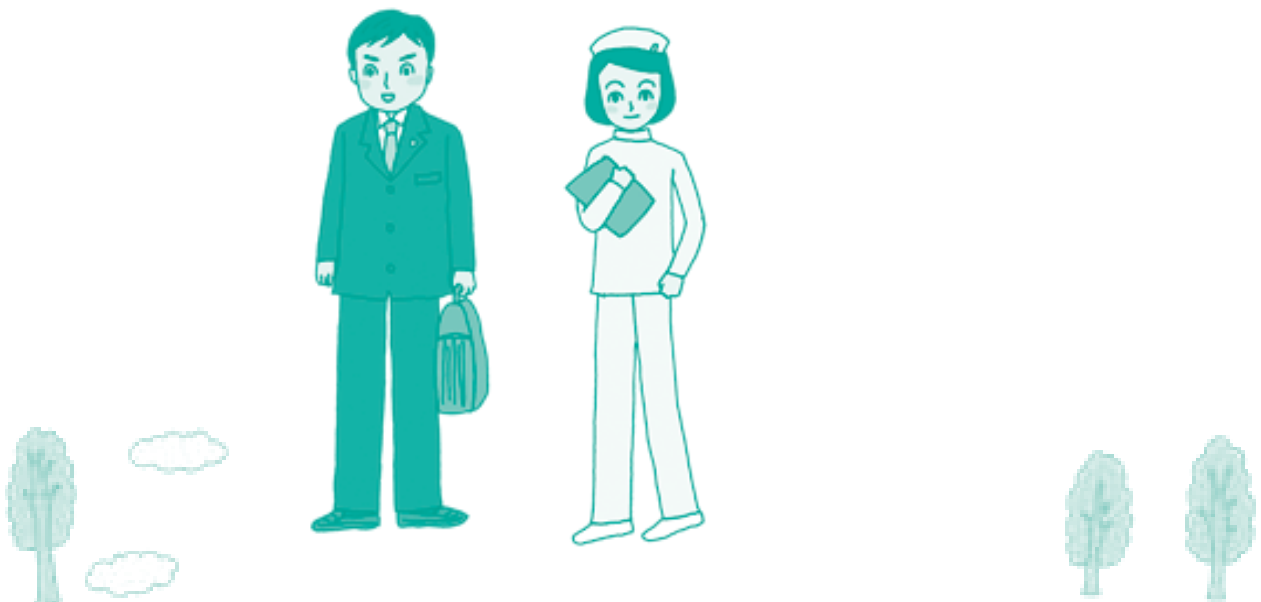
主な事業・取組

(1) 職場のメンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の普及啓発

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・普及啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する国・県等の情報を市HPに掲載し、周知及び普及啓発を図る。	継続実施	商業・産業政策課
②職場のメンタルヘルス対策の普及啓発	メンタルヘルスに関する相談サービスやストレスチェックサービスが付帯した商工会議所・商工会会員向けの保険制度への加入を推進する。	継続実施	焼津商工会議所、大井川商工会
③健康経営の推進	「健康経営」（従業員の健康に配慮しながら生産性を高める取組み）の推進を図る。生命保険会社と締結した健康経営連携に関する協定書に基づく取組みを行う。	継続実施	焼津商工会議所
④職場におけるメンタルサポート	企業が抱えるメンタルヘルスに関わる事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行う。	継続実施	大井川商工会
⑤長時間労働の是正	長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善提案やアドバイスを行う。	継続実施	大井川商工会
⑥職員健康管理事業	労働安全衛生法に定められている健康診断項目を健診業務実施機関に委託して行っている。特にストレスチェックにおいて、一人で問題を抱えてしまっている職員等の心身面の健康の維持増進を図る。	・健康診断受診率：100%/年 ・ストレスチェック実施率：100%/年	人事課
⑦3市合同職員カウンセリング事業	焼津市、藤枝市、島田市の3市合同で職員カウンセリング事業を実施。住民からの相談に応じる職員や一人で問題を抱えてしまっている職員等の心身面の健康の維持増進を図る。	継続実施	人事課
⑧教職員健康管理事業（教職員健康診断・ストレスチェック）	学校における適切な保健管理及び安全管理を運営し、教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその確保を目的として実施している。安全労働衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、メンタル不調の教職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する。	継続実施	学校教育課
⑨市民相談事業〔再掲〕	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	関係課との情報交換及び連携体制の構築・強化	くらし安全課

(2) 中小事業所に対する経営支援、就労環境の改善

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①中小企業への融資制度	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑になるよう、各種制度の利子補給や信用保証料補給を実施し、借入時の負担軽減を図る。	継続実施	商業・産業政策課
②セーフティネット融資の認定	取引企業の倒産や不況業種を営む方のための「セーフティネット保障制度」について、情報提供及び申請に必要な事業所認定を行う。	継続実施	商業・産業政策課
③金融支援事業 (小規模事業者経営改善資金等の相談・斡旋)	経営改善のため、必要な資金を静岡県等の制度融資や無担保・無保証で設備・運転資金が借りられる小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋を行う。	継続実施	焼津商工会議所、 大井川商工会
④経営支援事業 (各種窓口相談、巡回訪問等)	相談窓口の開設や事業所を直接巡回訪問し、事業・経営改善、事業発展の支援を行う。	継続実施	焼津商工会議所、 大井川商工会



基本施策7 生活困窮者への支援の推進

施策の必要性

- 平成30年度市民意識調査では、経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）で悩みやストレス等を感じるかどうかについて、「現在ある」との回答は19.9%となっています。また、「これまでに、生きるのが辛いと考えたことがある」の回答割合は、全体の35.5%に対して、「経済的な問題で悩みやストレスがある」との回答者では56.4%、「無職（求職中）」の回答者では60.0%と非常に高い結果となっています。「生活困窮者自立支援法を知っている」は32.0%、「法テラスを知っている」は23.9%と、一定の認知度はあるものの、「身近な相談体制の充実・強化」（41.7%）や債務（借金返済）など経済面での相談体制の充実（10.4%）が、生きることを支えるための支援で特に重要な対策として求められています。
- 事業者・団体ヒアリングでは、「うつ病・統合失調症などの場合、無職になりがち。それで生活困窮になり、病気の苦しさで生活のしづらさでさらに悩みが深まり、もうやっていけないと落ち込む。追い込まれながらも何らかのサインを出しているのを見逃さず、早期発見することが重要」、「行政が強力に孤独対策と貧困対策を実施する必要があるのではないか」などの意見が寄せられています。

施策の方向

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力、依存症、性的マイノリティ、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて他人との関係性の貧困があり、社会に排除されやすい傾向があります。

様々な背景を抱える生活困窮者は、リスクの高い人であることを認識した上で、効果的な生活困窮者対策を行うことが包括的な生きる支援としての対策にもつながることを認識し、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。また、各種団体とのネットワークを強化し、連携して困難の解決を図ります。



新規・重点施策

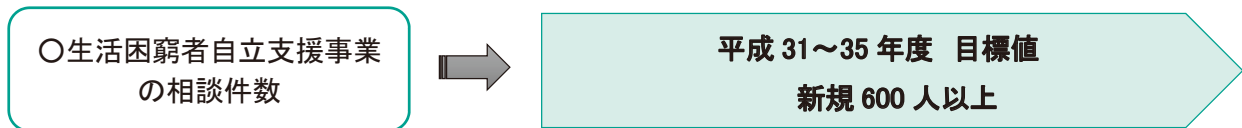
■生活困窮者等に対する相談窓口の充実

生活困窮者等に対する相談窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業等に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。

	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
生活困窮者等に対する相談窓口の充実					
			実施		

☆指標7 生活困窮者自立支援事業の相談件数の増加

生活困窮者自立支援事業の相談事業を充実し、関係機関との連携体制を整えます。



主な事業・取組

様々な背景を抱える生活困窮者への対応の充実

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、法外援護事務等の実施。生活困窮に陥っている人とリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、就労や自立の相談に応じる際は、対策との連動に留意して取り組む。	新規相談受付件数：120件/年	地域福祉課
②生活保護事業	生活・住宅・教育・出産・生業・葬祭・医療・介護扶助・就労支援等の実施。リスクが高いとされる、生活保護受給者への各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチする機会ともなることから、適切な支援につなげる。	訪問計画数に対する訪問件数：130件/年	地域福祉課
③市税の納税相談	税の徴収担当者が、滞納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる可能性があるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて滞納者に相談窓口の情報発信を行う。	相談件数：40件/年	納税促進課
④市民相談事業〔再掲〕	市民からの相談等に対し、専門の相談員との面談や主管課との連絡調整等を行い、当該相談等が速やかに解決できるよう努めるとともに、相手の考えや意見を傾聴し適切な相談窓口を案内する。	関係課との情報交換及び連携体制の構築・強化	くらし安全課

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
⑤国民年金事務	相談を受ける職員が、未納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて未納者に相談会等の情報発信を行う。	リーフレットの設置・配布	保険年金課
⑥医療費等の現金給付事務（葬祭費）	葬祭費の申請を行う方の中には、費用の支払いや死後の手続面などで様々な問題を抱えている方もいるため、抱えている問題に応じて、適切な支援機関へつなぐ機会とする。また、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用する。	リーフレットの設置・配布	保険年金課
⑦国保税の課税に係る事務	保険税を滞納している方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないため、保険税の軽減措置や減免制度を説明する機会を利用して生活状況等を把握し、必要に応じて様々な支援機関につなげたり、相談会等の情報提供を行うなどの対応を行う。	継続実施	保険年金課
⑧後期高齢者医療保険料徴収事業（対象者：75歳以上）	保険料の徴収員が、滞納者の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる可能性があるかもしれないとの視点を持ち、必要に応じて相談会等の情報提供を行う。	継続実施	保険年金課
⑨生活福祉資金貸付	低所得者、高齢者、障害者世帯に対し、経済的自立や生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行う。	貸付件数： 35件／年	社会福祉協議会
⑩受診後の支払い相談	病院を受診した際、診療費が高額となった場合は、分納等の相談に応じる。	継続実施	医事課



基本施策8 災害時における体制の整備

施策の必要性

○ 東日本大震災や熊本地震などの経験を踏まえ、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害時には、様々なストレスにさらされリスクが高まることから、平時から被災者の心のケアを行う体制の整備を進めることが必要です。

施策の方向

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、発生直後の心のケアに加えて、避難所や仮設住宅での孤立防止、生活再建等の復興関連施策を中長期にわたり講じることが求められます。高齢者や乳幼児、独居者、障害者等の災害弱者には特に配慮が必要であるとともに、支援者も被災者であるため、支援者に対する支援も欠かせません。メンタルヘルスのハイリスク群を見つけた場合は、継続的に治療・援助を行うための体制整備や地域の関係機関・団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援を行います。

主な事業・取組

防災及び被災者支援の取組み

事業・取組	内容	評価指標	担当課等
①地域防災計画作成事業	地域防災計画は、焼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものである。大規模災害時における避難所や応急住宅等での生活において、被災者の健康やメンタルヘルスの重要性、災害相談の実施等の施策を計画に記載することで、対策の推進を図る。	計画への記載	防災計画課
②大規模災害等の発生時における被災者支援に関する協定事業	大規模災害等の発生時における被災者の相談体制整備のため、被災者支援者と協定を締結する。 (協定締結先：静岡県司法書士会、静岡県行政書士会、静岡県弁護士会)	協定の継続	防災計画課

